

東根市地方就職学生支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、移住及び定住の促進並びに中小企業等における担い手の確保を図ることを目的として、東京圏の大学を卒業し山形県内の企業等に就職するため、東京圏から東根市に移住した又は移住する見込みの者に対して、山形県地方就職学生支援事業実施要領、東根市補助金交付規則（昭和31年規則第2号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、地方就職支援金として東根市地方就職学生支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 本市に転入し、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、居住の本拠を本市におくことをいう。ただし、次条第1号アに規定する在学中に東根市に住民票がある場合（住民登録地の所在について、東根市から異動させていない場合）にあっては、居住の本拠を本市に移すことをいう。
- (2) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年度から令和2年度までの人口減少率が10%以上の市町村をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に定める要件の全てを満たす者とする。

- (1) 移住元に関する要件
 - ア 大学又は大学院（以下「大学等」という。）の卒業又は修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業又は修了していること。

ただし、就職活動等にかかる経費を申請するときは、在学中の場合も対象とする。

イ 大学等の卒業又は修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

（2） 移住先に関する要件

ア 移住したこと。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費（以下「交通費」という。）を申請する場合は、山形県内に所在する企業に就職することが内定し、移住する予定であること。

イ 申請時点において、大学等を卒業又は修了した日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時点において、就業開始予定日前1年以内であること。

ウ 東根市に、補助金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に本号アの内定企業に就職し、移住する意思を有していること。

（3） 就業に関する要件

ア 勤務地が山形県内に所在する企業等に、第1号の要件を満たす大学等を卒業又は修了してから、1年以内に就職していること。

イ 勤務地が山形県内に所在すること。

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

エ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

オ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

カ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、移住にかかる経費（以下「移転費」という。）について対象とする。

（4） 就業条件等に関する要件

ア 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。

イ 山形県内への勤務地限定型社員としての採用であること。

（5） その他の要件

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ　日本人であること、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

ウ　その他市長が補助対象者として不適当と認めた者でないこと。

（補助金の額）

第4条　補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 交通費　内定企業への就職活動に関する規定に沿った活動のために要した1回分の往復交通費の自己負担分の2分の1に相当する額。ただし、上限を11,900円とする。
- (2) 移転費　東根市に移住する際に要した費用のうち、最低限の実費であることを証明できる場合は、移転に要した実費の金額に相当する額。ただし、証明できない場合は、上限を81,500円とする。

（交付の申請）

第5条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度4月1日から2月末日までに、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出するものとする。

(1) 交通費のみの申請をする場合

- ア　東根市地方就職学生支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- イ　東根市地方就職学生支援事業補助金交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第2号）
- ウ　写真付き身分証明書（提示により本人確認ができる書類）
- エ　卒業又は修了証明書（在学中に申請する場合は、卒業学年又は修了学年の確認ができる在学証明書。）
- オ　就職活動にかかる交通費の領収書
- カ　内定証明書（様式第3号）
- キ　住民票の写し又は賃貸住宅の賃貸借契約書及び卒業又は修了年度における複数月の家賃の振込明細及び引き落とし履歴がわかるもの

ク その他市長が特に必要と認める書類

(2) 移転費のみの申請をする場合

ア 東根市地方就職学生支援事業補助金交付申請書（様式第1号の2）

イ 東根市地方就職学生支援事業補助金交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第2号）

ウ 写真付き身分証明書（提示により本人確認ができる書類）

エ 卒業又は修了証明書

オ 移住にかかる移転費の領収書

カ 就業証明書（様式第4号）

キ 住民票の写し又は賃貸住宅の賃貸借契約書及び卒業又は修了年度における複数月の家賃の振込明細及び引き落とし履歴がわかるもの

ク その他市長が特に必要と認める書類

(3) 交通費及び移転費の申請をする場合

ア 東根市地方就職学生支援事業補助金交付申請書（様式第1号の3）

イ 東根市地方就職学生支援事業補助金交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第2号）

ウ 写真付き身分証明書（提示により本人確認ができる書類）

エ 卒業又は修了証明書

オ 就職活動にかかる交通費及び移住にかかる移転費の領収書

カ 就業証明書（様式第4号）

キ 住民票の写し又は賃貸住宅の賃貸借契約書及び卒業又は修了年度における複数月の家

賃の振込明細及び引き落とし履歴がわかるもの

ク その他市長が特に必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付することが適當と認められるときは、東根市地方就職学生支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不適当と認められるときは、その理由を付して、東根市地方就職学生支援事業補助金交付却下通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、東根市地方就職学生支援事業補助金請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第8条 補助金は、交付対象者に対して全額一括で交付するものとする。

（交付決定の取消（変更）及び補助金の返還）

第9条 市長は、交付対象者が次の各号に掲げる返還の区分に応じて、当該各号に定める要件に該当する場合、補助金の交付決定を取り消し又は変更するとともに、交付対象者が既に補助金の交付を受けているときは、補助金の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

（1）全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 申請日から1年以内に第3条第3号及び第4号の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

ウ 申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合

エ 就業開始日から1年以内に第3条第3号及び第4号の要件を満たす就業先を辞した場合（退職日から3か月以内に山形県内の別の企業に就業する場合を除く。）

オ 申請日又は第3条第3号及び第4号の要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年未満で東根市から転出した場合

（2）半額の返還 申請日又は第3条第3号及び第4号の要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に東根市から転出した場合

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消し又は変更した場合には、東根市地方就職学生支援事業補助金交付決定取消（変更）通知書（様式第8号）により交付対象者に通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の東根市地方就職学生支援事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

年　月　日

東根市長 殿

東根市地方就職学生支援事業補助金交付申請書

東根市地方就職学生支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けたいので、
次のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 申請者

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年　月　日
住所	〒 住所	電話番号	
メールアドレス			
在学大学、学部			

2. 就職活動訪問先

訪問先	企業名	
	所在地	
	会場住所	
面接試験日	年　月　日	
内定日	年　月　日	

3. 移動経路（往復）・補助金申請額

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停、駅名、空港名など)		
合計（交付申請額）				

4. 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

別紙1 「東根市地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する	B. 同意しない
卒業後に勤務地が山形県内に所在する企業等に就職し、東根市に移住する意思（卒業又は修了後の申請の場合は、申請日から5年以上継続して、東根市に居住する意思）について		A. 意思がある	B. 意思がない

※ 各種確認事項のB. に○をつけた場合は、東根市地方就職学生支援事業補助金の支給対象となりません。

様式第1号の2（第5条関係）

年　月　日

東根市長 殿

東根市地方就職学生支援事業補助金交付申請書

東根市地方就職学生支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けたいので、
次のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 申請者

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年　月　日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
在学大学、学部			

2. 勤務先企業

勤務先	企業名	
	所在地	
就業開始日	年　月　日	

3. 移転内容・補助金申請額

日付	移住元（東京圏）	移住先	費用※ ¹ （円）
合計（交付申請額）			

※1 費用等の詳細については、添付した領収書により確認いたします。

4. 住民登録地の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください。）

A	東根市から異動させていない。	
B	東根市以外の東京圏から異動した。	

5. 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

別紙1 「山形県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、東根市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない

※ 各種確認事項のB. に○をつけた場合は、東根市地方就職学生支援事業補助金の支給対象となりません。

様式第1号の3（第5条関係）

年　月　日

東根市長 殿

東根市地方就職学生支援事業補助金交付申請書

東根市地方就職学生支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 申請者

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年　月　日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
在学大学、学部			

2. 就職活動訪問先

訪問先	企業名	
	所在地	
	会場住所	
面接試験日	年　月　日	
内定日	年　月　日	

3. 移動経路（往復）・補助金申請額

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停、駅名、空港名など)		
合計（交付申請額）				

4. 移転内容

日付	移住元（東京圏）	移住先	費用※ ¹ （円）
合計（交付申請額）			

※1 費用等の詳細については、添付した領収書により確認いたします。

5. 住民登録地の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください。）

A	東根市から異動させていない。	
B	東根市以外の東京圏から異動した。	

6. 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

別紙1「山形県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、東根市に居住する意思について		A. 意思がある	B. 意思がない

※ 各種確認事項のB.に○をつけた場合は、東根市地方就職学生支援事業補助金の支給対象となりません。

様式第2号（第5条関係）

東根市地方就職学生支援事業補助金交付申請に関する誓約書兼同意書

- 1 東根市地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、山形県及び東根市から求められた場合はそれに応じます。
- 2 以下の場合には、東根市地方就職学生支援事業補助金交付要綱に基づき、地方就職支援事業補助金の全額又は半額を返還します。
 - ア 地方就職支援事業補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - イ 地方就職支援事業補助金の申請日から1年以内に地方就職支援事業補助金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
 - ウ 地方就職支援事業補助金の申請日から1年以内に東根市に転入しなかった場合：全額
 - エ 地方就職支援事業補助金の要件を満たす就業先を就業から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に山形県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額
 - オ 就業開始日から1年以内に第3条第3号及び第4号の要件を満たす就業先を辞した場合（退職日から3か月以内に山形県内の別の企業に就業する場合を除く。）転入日から3年未満に東根市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - カ 申請日又は第3条第3号及び第4号の要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年未満で東根市から転出した場合：半額

3 同意事項

上記2の誓約事項が遵守されているか確認するために、東根市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。

年　　月　　日

東根市長　　あて

住 所

申請者 氏名

印

(別紙1)

東根市地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

山形県及び東根市は、東根市地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、山形県及び東根市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第3号（第5条関係）

内定証明書

以下の者の採用を内定したことについて証明いたします。

1 内定者情報

フリガナ			
氏名			
生年月日	年	月	日

2 採用活動情報

面接・試験日	年	月	日
実施場所	会社住所と同じ	・	それ以外の場所 (※それ以外の場所の場合、住所を記載してください。)
内定日	年	月	日
交通費支給額	(※交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記面接・試験日の1日分について記載してください。支給していない場合は0を記載してください。)		円

3 就業条件等

入社予定日	年	月	日
就業条件	該当する場合はチェックをつけて下さい。※ <input type="checkbox"/> 無期の雇用である。 <input type="checkbox"/> 1週間の所定労働時間が20時間以上である。		
勤務地に関する特記事項	該当する場合はチェックをつけて下さい。※ <input type="checkbox"/> 転勤・出向・研修等による、市区町村間の住民票の異動が必要な勤務地の変更がない。 (勤務地限定型社員である、勤務地が1か所である、など)		

※地方就職支援事業補助金の受給要件となる項目のため、チェックがない場合は対象外になります。

年　月　日

所在地

事業所名

代表者名

電話番号

担当者

(以下、申請者記載)

上記内定を承諾し、東根市地方就職学生支援事業補助金を申請いたします。

申請者氏名：

様式第4号（第5条関係）

年　月　日

東根市長　あて

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（東根市地方就職学生支援事業補助金申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
内定年月日	年　月　日
就業年月日	年　月　日
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
移住先地域内の就業の有無	<input type="checkbox"/> 居住している都道府県内の事業所に就業している（予定も含む）
対象経費の支援	<input type="checkbox"/> 就職活動等の参加に係る交通費の支給をしていない <input type="checkbox"/> 当該地域への移動に係る移転費の支給をしていない

東根市地方就職学生支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、東根市及び山形県の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第5号（第6条関係）

指令第 号
年 月 日

様

東根市長

東根市地方就職学生支援事業補助金交付決定通知書

東根市地方就職学生支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

地方就職学生支援事業補助金 _____ 円

（備考）

- 1 東根市は、東根市地方就職学生支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、地方就職学生支援事業補助金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に地方就職支援事業補助金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
 - ・申請日から1年以内に東根市に転入しなかった場合：全額
 - ・申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
(ただし、退職から3か月以内に山形県内の別の企業に転職する場合を除く)
 - ・就業開始日から1年以内に第3条第3号及び第4号の要件を満たす就業先を辞した場合（退職日から3か月以内に山形県内の別の企業に就業する場合を除く。）
転入日から3年未満に東根市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・申請日又は第3条第3号及び第4号の要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年未満で東根市から転出した場合：半額
- 2 東根市は、山形県地方就職学生支援事業実施要領及び東根市就職学生支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

様式第6号（第6条関係）

東根市地方就職学生支援事業補助金交付却下通知書

年　　月　　日

様

東根市長

年　　月　　日付けで申請のあった東根市地方就職学生支援事業補助金については、下記の理由により交付を却下しましたので通知します。

記

1　却下の理由

様式第7号（第7条関係）

東根市地方就職学生支援事業補助金請求書

年　　月　　日

東根市長　　あて

請求者　　住　　所

氏　　名　　㊞

電話番号

東根市地方就職学生支援事業補助金を下記のとおり請求します。なお、補助金は下記の指定口座に振り込んでください。

記

1 請 求 額　　金_____円

2 指 定 口 座

金融機関名								
本支店名								
口座種別	1 普通	2 当座	3 その他	(○印を記入)				
口座番号 (右詰めで記入)								
口座名義人	(フリガナ)							

様式第8号（第9条関係）

東根市地方就職学生支援事業補助金交付取消（変更）通知書

年　　月　　日

様

東根市長

年　　月　　日付けで交付決定した東根市地方就職学生支援事業補助金については、下記により交付を取消し（変更し）ましたので通知します。

記

1 取消の理由（変更の内容及び理由）